

事 件 概 要

- 1 事 件 名 不作為の違法確認等請求事件
令和6年2月27日 提訴
令和7年1月29日 取下げ
国家賠償請求事件
令和6年4月18日 不作為の違法確認等請求事件に単純併合
- 2 原 告 開発事業者
- 3 被 告 葉山町（代表者 町長 山梨 崇仁）
- 4 概 要

（1）不作為の違法確認等請求事件

ア 趣旨

- ・原告が、町に対し、令和6年1月26日付けで行った開発許可に関する協議及び同意申請に対し、町が何ら処分をしないことが違法であることを確認すること。
- ・原告が、町に対し、令和6年1月26日付けで行った開発事業事前協議申請に対し、町が何ら処分をしないことが違法であることを確認すること。
- ・訴訟費用は被告（葉山町）の負担とすること。

イ 相手方の主張

葉山町において開発許可を受けようとする者は、都市計画法第32条第1項に基づき、公共施設の管理者と協議し、その同意を得なければ、開発許可を受けることはもちろんのこと開発許可の申請自体を行うことができない。

都市計画法第32条第1項に基づく開発許可に関する同意（協議）の申請は法令に基づくものであり、町がこれを受理し、協議し、同意することは「処分その他公権力の行使」である。

また、まちづくり条例第19条には、「事業者及び工事施行者は、事前協議確認通知書を交付された日以後でなければ、開発事業に着手してはならない」と規定されており、事業者である原告は事前協議確認通知書が交付されなければ開発事業に着手することができない。

事前協議はまちづくり条例に規定する法令に基づく申請であり、町がこれを受理し、事前協議し、事前協議確認通知書を事業者に交付することは「処分その他公権力の行使」である。

については、原告の開発事業事前協議書等を町が“受理”せず、都市計画法第32条第1項に規定する協議・同意及びまちづくり条例に規定する事前協議を行わないことは違法であることを確認することを求める。

※ 本事件は令和7年1月29日取下げ。国家賠償請求事件は維持。

（2）国家賠償請求事件

ア 趣旨

- ・2億円及びこれに対する令和6年5月27日から支払い済みまで年3%の割合による遅延損害金を求めるもの。
- ・仮執行宣言

イ 相手方の主張

町による違法な不作為により、開発事業により見込まれていた2億円の利益を失う損害を被っていることから、国家賠償法第1条第1項に基づく損害賠償請求として、2億円及びこれに対する令和6年5月27日から支払い済みまで年3%の割合による遅延損害金の支払いと求める。

※ その後の弁論準備手続の中で、金額が「2億円」から「1億1371万3572円」に変更された。

5 経 過

| 日付 | 経過 |
|--------------|--|
| 令和6年 2月 27日 | 訴状が横浜地方裁判所に提出される。 【不作為の違法確認等請求事件】の提起 |
| 令和6年 3月 21日 | 第1回口頭弁論期日呼出状及び答弁書催告状が送達される。 第1回定例会本会議で、裁判が提起された旨を報告 |
| 令和6年 4月 18日 | 訴えの変更申立書が横浜地方裁判所に提出される。 【国家賠償法に基づく損害賠償請求事件】の追加 |
| 令和6年 5月 13日 | 訴えの変更申立書が送達される。 |
| 令和6年 5月 13日 | 国家賠償法に基づく損害賠償請求事件が追加されたこと についてメールにて全議員に情報提供 |
| 令和6年 5月 27日 | 第1回口頭弁論（期日取消） |
| 令和6年 5月 22日 | 総務建設常任委員会に訴状、訴えの変更申立書を提出 |
| 令和6年 6月 5日 | 第2回定例会本会議で、事件が追加された旨を報告 |
| 令和6年 7月 17日 | 弁論準備手続 |
| 令和6年 11月 11日 | 弁論準備手続 |
| 令和6年 12月 25日 | 弁論準備手続 |
| 令和7年 1月 29日 | 訴え取下げ書が横浜地方裁判所に提出される。 (不作為の違法確認等請求事件が取下げとなり、国家賠償 法に基づく損害賠償請求事件は維持) |
| 令和7年 2月 12日 | 第1回定例会本会議で、事件の取下げを報告 |
| 令和7年 2月 19日 | 弁論準備手続 |
| 令和7年 4月 14日 | 弁論準備手続 |
| 令和7年 6月 23日 | 弁論準備手続 |
| 令和7年 9月 2日 | 弁論準備手続 |
| 令和7年 10月 14日 | 弁論準備手続 |
| 令和7年 11月 17日 | 弁論準備手続 |
| 令和7年 12月 15日 | 弁論準備手続 |